

2018年12月吉日

お取引先様各位

「でんさいネット」お支払のご案内

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、お取引先様に対しまして、これまで代金の一部または全部を手形によりお支払いしておりますが、**2019年2月請求分(2019年4月10日支払)から約束手形によるお支払いを原則廃止し、「でんさい」によるお支払いへ変更させていただきます。**

お取引先様におかれましては、「でんさい」へのお支払い方法に切替頂きたく、下記の通りご案内致します。本状と行き違いでお申込をいただいております際は、何卒ご容赦下さい。

敬具

1. 「でんさい」支払の申込方法

① でんさい利用開始手続きについて

貴社お取引金融機関に、利用開始手続きをすることで、「でんさい」にて代金をお受取りいただけます。

② でんさい支払への切替方法

でんさい利用開始手続きが完了しましたら、お手数ではございますが、(様式)「取引代金受領に関する依頼書」を作成いただき、弊社まで郵送ください。

順次、「でんさい」によるお支払に切替させていただきます。

でんさいの口座を通常の振込口座とは別々に登録する場合は

【でんさい専用口座】にご記入下さい。

(※でんさい支払につきましては、振込口座と同一の口座で極力お願いしたいところですがもし振込口座とは別に口座を分けられる場合は【でんさい専用口座情報】にご記入下さい。)

2. 「でんさい」導入のメリット

- ① 領収証の発行(印紙税の負担)が不要です。
- ② ペーパーレスなので現物管理が不要です。
- ③ 自動入金されるため取立手続きが不要です。
- ④ 必要金額(一部・全部)だけを任意で割引、譲渡ができます。
(複数の会社に指定した金額を回せます)
- ⑤ 現物管理が不要のため、盗難・紛失のリスクがなくなります。
- ⑥ 手形と違い、支払日当日に資金化されます。

3. ご留意事項

お支払い条件について、貴社とのお支払条件(支払日・サイト・比率)は、従前の手形払より変更はありません。

以上

【お問い合わせ先 及び 取引代金受領に関する依頼書 返送先】

〒104-8380 東京都中央区京橋1-19-11

(株) N I P P O 事務センター第二グループ (担当: 佐々木、西川)

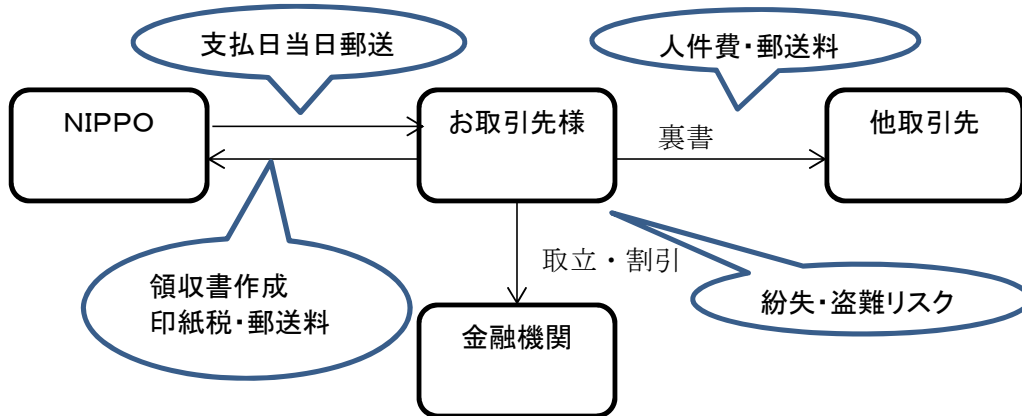
TEL: 03-4531-3920

でんさいネットとは

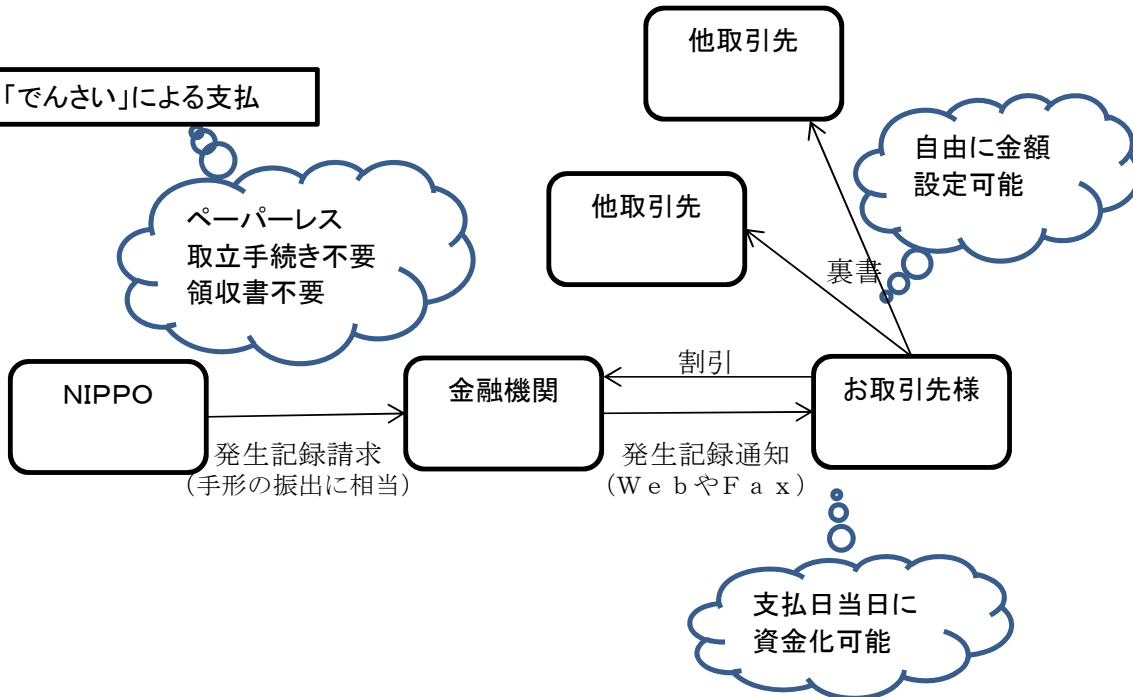
「でんさい」とは、約束手形や振込等に代わる新たな決済手段として、(株)全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット）が提供する電子記録債権で、他のファクタリング決済等と異なり、全国の各金融機関で利用することができるサービスです。

「でんさい」は従来の約束手形の問題点を解決した新たな債権です。

「手形」による支払



「でんさい」による支払



他、詳細につきましては、「でんさいネット」ホームページ (<https://www.densai.net/>) をご覧頂くか、または現在お取引のある各金融機関まで直接お問い合わせ下さい。